

三郷市立幸房小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、学校教育目標に「進んで勉強する子・仲良くする子・健康な体をつくる子」、目指す学校像を「ワクワク・チャレンジ・スマイル幸房～4つの気力(活力・感謝力・樂觀力・意志力)と社会力でみんなの幸せを創る～」として掲げ、三郷の教育 4つの礎「授業改善」「日本一の読書のまち三郷」「家庭教育の充実」「夢への挑戦」を基盤に、特色ある教育活動を展開している。

「授業の心得」をもとに授業規律を定着させ、教員一人一人が「自ら学ぶ じっくり考える 共に学ぶ」を合言葉に分かる授業改善を心掛け、児童の学力向上を図っている。そのため、児童は落ち着いて学習に取り組んでいる。

読書活動では、学校司書と連携して「一冊の本との出会いと深い学びへの誘い」を合言葉に学校図書館を積極的に活用し、児童に読書の楽しさ、知る喜びを伝え、心豊かな児童の育成に努めている。

「親の学習」の推進を通して、良好な人間関係づくりやいじめの防止等のための保護者の役割について啓発を行っている。

児童数の急激な増加に伴い、教職員も増えている中で教職員全員が共通の視点をもって行動・指導をすることができる体制づくりに努めている。

いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（法第2条第1項）

- ※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- ※ 外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、児童が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- ※ インターネット上で悪口を書かれた児童が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った児童が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

本校において、いじめの防止、早期発見、対応が、計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を以下に記載する。

1 いじめの未然防止

(1) 自己の生き方を見つめ4つの気力と社会力を育む道德教育の推進

- ・道德の授業では、児童の心が揺さぶられる教材や資料を取り扱い、人としての「気高さ」や「思いやり」「心づかい」等に触れさせ、自身の生活や行動を省みる。

- ・教育活動全体を通じ、「卑怯な振る舞いをしない」「いじめをしない」「いじめを見過ごさない」という人間性豊かな心を育てる。
 - ・学校公開日または授業参観いずれかにおいては、原則全担任が道徳授業を公開する。
- (2) ワクワク豊かな体験活動の充実
- ・学校行事や児童会活動を通して、友だちと理解し合い交流し合う喜びを実感させる。
 - ・福祉体験、ボランティア体験、職業体験等、学年に応じた活動を教育計画に位置付け、実施する。
 - ・学校行事や児童会活動を通して友達と理解し合い、交流し合う喜びを実感させる。
(縦割り班による読み聞かせ、縦割り遊び、児童集会等)
- (3) 児童会（代表委員会）主体の取組
- ・毎朝、「あいさつ運動」を実施し、明るい気持ちで学校生活がスタートできるようにする。
 - ・児童会の合言葉「笑顔いっぱい、優しさいっぱい幸房小」を設定し、全学級に周知徹底を図る。
- (4) 意識の啓発
- ・11月に児童集会を開催し、「いじめ撲滅宣言」を行う。
 - ・11月に縦割り班を中心として「花いっぱい えがおいっぱいプロジェクト」を実施し、花を育てることを通して、思いやりの心を育てる。
 - ・12月に人権教育週間を設け（2週間）、生命尊重の精神や人権感覚を育む。
- (5) SOSの出し方に関する教育の推進
- ・夏休み前に高学年を中心に「SOSの出し方に関する教育」の授業を実施する。
 - ・校内研修において全教職員を対象とした研修を行う。

2 早期発見のための対策

- (1) 日常的なコミュニケーションの充実
- ・教職員は、児童に積極的に言葉がけをして、児童とのコミュニケーションを図り、児童の小さな変化を見逃さないようにする。
 - ・なかよしアンケート（毎月実施）を活用して、児童の実態把握と適切な指導に努める。【校内だけでなく家庭との連携を図り家庭での実施も定期的に行う。】
 - ・休み時間や昼休み等、児童の様子に目を配り、「児童がいる所には、教職員がいる」ことを目指す。
- (2) 教育相談の充実
- ・児童及び保護者がいつでも相談を行うことができるよう、教職員と児童の信頼関係を築き、次の通り相談体制を整える。
 - ① いじめ相談窓口（全教員）
 - ② 第1教育相談室、第2教育相談室、第3教育相談室との連携
 - ③ スクールカウンセラー等の活用
 - ④ 授業参観日や保護者懇談会を通じた保護者との連携
 - ⑤ 教育相談日の設定

⑥ 1人1台端末を利用した相談体制の設定

(3) 校内研修の実施

- ・児童に関する研修やいじめ防止等のための対策に関する研修を夏季校内研修に位置づけ、教職員の意識啓発を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネット等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるようにするために、児童(保護者)に情報モラル研修会(講習会)を実施する。
- ・外部機関等との連携を図り児童対象のネットモラルについての講座を年に1回実施する。

3 いじめの対応

(1) 適切な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から個々に聴き取り、情報を収集する。その際、複数の教員が立ち会うこととする。
- ・情報収集の結果、いじめと判断した場合は、迅速な対応を行い、関係機関に報告する。

(2) 組織的な対応

- ・いじめの事実が確認された場合は、学校として事実の共通認識、対応の共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下指導体制を整え、的確な役割分担をして解決にあたる。
- ・学年主任を中心にして複数で聞き取りを行うことを基本として、校長の指導の下、組織的に対応に当たる。

(3) 児童への指導、支援

- ・いじめられた児童の保護を最優先とし、心配や不安を取り除く寄り添った支援を行う。
- ・いじめを行った児童に対して、相手の苦しみや痛みを心に寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許されない」という人権意識をもたせる。

(4) 保護者との連携

- ・いじめられた児童及び保護者に対する支援を行い、具体的な対応策を説明する。また、いじめを行った児童の保護者と面談し、再発防止のための策を講じる。
- ・インターネット等によるいじめに対しては、保護者の協力を求め、学校と連携して対応にあたる。

(5) 関係機関への報告・相談

- ・必要に応じて、教育委員会・スクールロイヤーへの連絡・相談を行うとともに、事案によって関係機関との連携を行う。(吉川警察署、草加児童相談所等)

4 校内組織

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

〈構成員〉 校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・教育相談主任・学年主任・養護教諭・関係学級担任等

〈活 動〉

- ① 早期発見に関すること。（教育相談等）
- ② 未然防止に関すること。
- ③ 対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童の理解を深める取組。
- ⑤ 再発防止に関すること

〈開 催〉

月1回を定例会とし、重大ないじめ事案発生時は、緊急開催する。

(2) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 三郷市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織「緊急いじめ対応のための生徒指導委員会」を設置する。

〈構成員〉 校長・教頭・生徒指導主任・教育相談主任・学年主任
養護教諭・関係学級担任等

- ③ 「いじめ対策委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 「いじめ対策委員会」の調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係及び必要な情報を適切に提供する。同時に、いじめを行った児童の保護者にも事実関係及び必要な情報を適切に提供し、今後の対応について、協議する。
- ⑤ 「いじめ対策委員会」は、調査結果及び再発防止策について、三郷市教育委員会に報告する。